

第1号様式（第3条関係）

開発事業に係る賛否の意見を付した市長の意見に対する陳情書

2017年12月21日に告示された市長の報告書については不服がありますので、逗子市まちづくり条例（第35条第2項～第35条第3項）の規定に基づき、次の開発事業に対し、（賛成・**反対**）を表明するよう陳情します。

1. 開発事業名

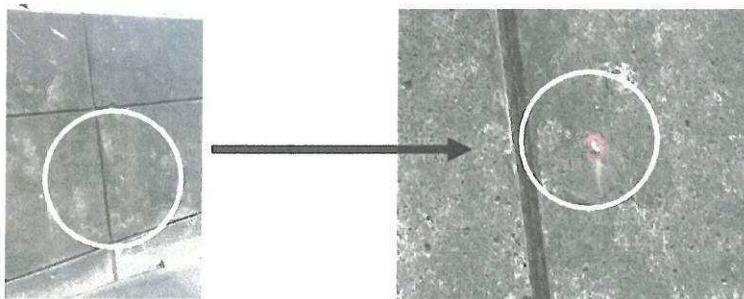
(仮称)逗子新宿プロジェクト

2. 不服の理由等

標記プロジェクトで計画されている地下駐車場においては、平成29年12月8日の公聴会でも示した通り、台風・大風等の到来時に浸水被害を受ける可能性があります。しかし、市長の答申においてはあくまで条例手続と基準を満たしている（中略）ことから可とし、特定多数が利用する集合住宅（長屋）建築において、地域が5～6年に一度は被る災害への注意も指導もなされていません（添付資料I）。これは行政の姿勢としてはあるまじきことです。



また公聴会でも示した通り、標記プロジェクトの前提となる境界確定図と実情との食い違いが認められます（添付資料II）。昭和50年代に、逗子市によって既存擁壁の外側に設置された新設擁壁の帰属（公共物なのか民間なのか）を明らかにしないまま、自動的に民間所有物としてプロジェクトを許可しようとしています。公共物の所属を曖昧にし、特定の民間事業者に利するような逗子市のこのような姿勢は、事業の基本となる敷地面積にも影響を及ぼすことから多めに疑問を感じずにはいられません。



図：市道側への越境を示す紙

図：金属紙を拡大

以上挙げたように、①海岸に近接し、浸水の可能性のある地域への地下駐車場の設置に対する疑問に加えて、地下駐車場の設置を否とした場合、当該集合住宅建設の際の駐車場の附置義務にもかかわること等からも、このような計画を許可すること自体に疑問を抱かざるを得ません。

また、②敷地面積というプロジェクトの根幹にも関わる問題でもあることから、擁壁の帰属や市道との境界を曖昧にした状況下で計画を認可することに対し不服を申し立てます。

加えて、③当プロジェクトで計画されている集合住宅（長屋）の管理については、公聴会にて事業者側から巡回管理や緊急連絡先を明示する等の対策が示されていますが、市長側の「それらが適切に履行されることを願う」とする答申の姿勢はいかがなものでしょうか。条例の執行として、「適切に履行させる」ことをお願いしたい次第です。

以上の観点から、平成29年12月21日の市長意見にかかわらず、本事業に対し議会の反対の意思を賜りますようお願いいたします。

(次ページに続く)

第1号様式（第3条関係）

(代表者) 住 所：神奈川県逗子市新宿2-4-4

氏 名：片山光夫

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

署名総数 12名

逗子市議会議長 菊池俊一殿

[注意]

1. 開発事業名は、開発事業に対する市長の報告書に記載する開発事業名をご記入ください。
2. 不服の理由等は、市長の報告書に対する不服の理由等をご記入ください。

